

- 空き家と所在地両方に所有権以外の権利が設定されていない
- 他の制度による解体補助を受けていない
- 公共事業の補償対象になっていない
- 都市計画法、その他関係法令の規定に適合している

- 対象工事 次のいずれも満たす工事を締結し、平成30年度内に完了する
- 空き家や工作物を撤去し更地にする
- 法律に基づく許可や登録のある事業者が行う

助成額 解体費用の3分の1（限度額30万円）

助成件数 30件程度

*予算額に達したら締め切ります。

申込み 所定の申請書と必要書類を持ち、市民参加・住宅施策課（内線3643）

*申請書は市ホームページ「くらしの情報」住まい・引越」からも印刷できます。

山に入るときはヒグマに注意

ヒグマの生息地は全道に分布しています。市内でも足跡などが見つっています。山林などには、ヒグマがいることを認識し、山菜採りなどで山に入るときは次のこと

● 家族や知人などに行き先を知らせる

● 目立つ服装をし、単独では行動しない

● ヒグマの出没情報を確認する

● ヒグマの行動が活発になる朝夕方のほか、濃霧や降雨のときは山に入らない

● 「クマ出没」などの看板がある場所には立ち入らない

● 鈴やラジオを携帯するなど、音を出して自分の存在を知らせるようにし、周囲に注意を払う

● ヒグマのふんや足跡、食べた跡を見つけたら、すぐに引き返す

● ごみは野山に捨てたり埋めたりせず、必ず持ち帰る

問合せ 環境課（内線4111）



一般住宅用省エネルギーシステムの設置費用を補助

対象 次のいずれかに該当する方

● 市内に現在居住しているか、居住しようとする住宅に、高効率給湯暖房機かペレットストーブをこれから設置する方

● 市内で高効率給湯暖房機かペレットストーブ付きの建て売り住宅をこれから購入し居住する方

補助金額・件数

● 高効率給湯暖房機Ⅱ3万円（25件）

● ペレットストーブⅡ5万円（1件）

*予算額に達したら締め切ります。

申込み 4月9日～平成31年1月25日に、所定の申請書に記入し環境課（内線4111）

*申請書は申込先と各出張所、団地住民センター、エルフィンパークにあります。市ホームページ「申請書ダウンロード」環境課」からも印刷できます。

一般住宅用太陽光発電システムの設置費用を補助

対象 次のいずれかに該当する方

● 市内に現在居住しているか、居住しようとする住宅に、太陽光発電システムをこれから設置する方

● 市内で太陽光発電システム付きの建て売り住宅をこれから購入し居住する方

補助金額 1キロワット当たり5万円（限度額15万円）

補助件数 30件

*予算額に達したら締め切ります。

申込み 4月9日～平成31年1月25日に、所定の申請書に記入し環境課（内線4111）

*申請書は申込先と各出張所、団地住民センター、エルフィンパークにあります。市ホームページ「申請書ダウンロード」環境課」からも印刷できます。

国民年金保険料が改定されました

問合せ 保険年金課（内線2122）

4月からの保険料は月額1万6,340円

国民年金保険料が改定されました。4月上旬に、日本年金機構から納付書が送付されます。金融機関か郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。現金で前納する場合は、5月1日までに納付してください。特に、退職などで4月から第1号被保険者になる方は、早めに手続きをしましょう。

◆学生納付特例制度

学生は申請すると保険料の納付が猶予されます。これから20歳になる方は、誕生日の前日から申請できます。**持ち物** 年金手帳か納付書・印鑑・申請期間内の在学証明書か学生証**申込み** 保険年金課か各出張所
*申請が遅くなると、万が一のとき障害基礎年金が請求できなくなる場合があります。早めに手続きをしましょう。申請は、2年1カ月前の保険料までさかのぼって行うことができます。

◆昨年度以前に学生納付特例の承認を受けていて、今年度も同じ学校に在学している方

3月下旬～4月上旬に日本年金機構から、はがきの申請書が届いた方は、必要事項を記入して返送してください。届かない場合は、市役所での手続きが必要です。

*詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。



有毒植物による食中毒に注意

山菜採りの季節が始まります。スイセンやトリカブトなどの有毒植物は山菜との区別が難しいため、誤って食べた人が食中毒になる事故が毎年起きています。

食中毒を防ぐために

● 判断のつかない山菜は採らない・食べない・人にあげないようにし

ましよう

● 山菜は有毒植物に混じって生えることがあるので、種類ごとに持ち帰り、再度確認しましょう

● 観賞植物を野菜と間違えて収穫しないよう、間隔をあけて栽培しましょう

● 食べて異常を感じたときは、速やかに医師の診察を受けましょう

問合せ 千歳保健所（☎0123-233175）